

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第2回花見川区役所部会議事録**

1 日時：平成27年6月30日（火）午後3時00分～午後5時00分

2 場所：花見川区役所 2階 講堂

3 出席者：

(1) 委員

小川 真実委員（部会長）、織戸 正道委員（副部会長）、鶴見 泰委員、
新田 芳男委員、宮葉 富繁委員

(2) 事務局

吉原花見川区副区長、田野地域づくり支援室長、山下主査、加藤主任主事

4 議題：

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市花見川区畑コミュニティセンターについて

イ 千葉市花見川区幕張コミュニティセンターについて

(2) 今後の予定について

(3) その他

5 議事概要：

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市花見川区畑コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

イ 千葉市花見川区幕張コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(2) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(3) その他

委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過：

○事務局職員 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回花見川区役所部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、地域振興課の山下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について、平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会、議決事項に定める非公開事項に該当することから、全て非公開といたします。

また、本日は、夏季節電及び地球温暖化防止の取り組みの一環として、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、副区長の吉原からご挨拶を申し上げます。

○吉原花見川区副区長 副区長の吉原でございます。

本日は、お忙しい中、部会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

花見川区役所部会は畑と幕張の二つのコミュニティセンターの指定管理者について、選定・評価をしていただいております。今の指定管理期間が今年度で終わり、来年度、新たな指定管理者を募集するにあたり、今年度はその選定・評価をしていただく大事な年になります。

本日は新しい指定管理者の募集に当たって必要となる募集要項、管理運営の基準などを審査していただきます。事務局が作りました案につきまして、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局職員 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

机上当りでございます諮問書の写しと次第、席次表でございます。

次に、ファイルをお開きいただき、資料1が、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回花見川区役所部会進行表。資料2が、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会花見川区役所部会委員名簿。資料3が、花見川区役所部会で審議する公の施設一覧。資料4の1から5は、千葉市花見川区畑コミュニティセンターの、4-1が指定管理者募集要項(案)。4-2が、指定管理者管理運営の基準(案)。4-3が指定管理者指定申請書類(案)。4-4が基本協定書(案)。4-5が指定管理予定候補者選定基準(案)でございます。資料5は、千葉市花見川区幕張コミュニティセンターで、枝番号は先ほどと同様になっております。資料6については、今後の予定になってございます。

続きまして、参考資料です。参考資料1は、千葉市コミュニティセンター設置管理条例・管理規則。参考資料2が、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例。参考資料3が、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について(平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項)。参考資料4が、部会の設置について(平成24年7月24日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項)。

以上をお配りしております。

おそろいでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

(なし)

○事務局職員 それでは続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。

本日の出席委員は、全委員の出席となっておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第7項において準用する第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事につきましては、進行を小川部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長 皆さん、こんにちは。部会長を務めさせていただいている小川でございます。

それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、議題1の「指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について」に入らせていただきます。

それではまず、募集関係書類等の概要及び審議の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

○田野地域づくり支援室長 それでは初めに、本日ご審議いただきます募集関係書類につきまして、概要のみ、ご説明させていただきます。

まず、募集関係書類としまして、主に募集要項、管理運営の基準、そして選定基準がございます。

初めに、「募集要項」について、ご説明いたします。

この「募集要項」は、対象施設の概要、業務の範囲、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものとなっております。実際に資料をごらんいただきながら、簡単にご説明いたします。

資料4-1の2ページをごらんください。「1 指定管理者募集の趣旨」でございますが、指定管理者制度の概要について、記されております。

次に、3ページをごらんください。「3 公募の概要」ですが、こちらは管理対象施設、指定期間、業務の内容、選定の手順について、定めております。

次に、4ページをごらんください。「4 管理対象施設の概要」でございます。こちらは、管理対象施設の設置目的や特徴などについて、記載しております。特に、施設の設置目的・目指すべき方向性を示すビジョンや、施設の社会的使命や役割を示すミッション、また、指定管理者制度導入に関する市の考えとして、制度導入による市の狙い、その狙いを達成するために指定管理者に期待する役割は何か、あわせて施設の管理運営における成果指標及び数値目標を設定し、ここで明示しております。

次に、6ページをごらんください。「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。

ここでは、指定管理者が行うべき必須業務及び行うことができる自主事業、また再委託について、定めております。具体的な業務の詳細については、後ほどご説明いたします「管理運営の基準」で示しております。

次に、7ページの「6 市の施策等との関係」についてですが、公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について市と同様に行うべきことを記載しております。

また今後、おおむね年1回程度、市の施策等について、指定管理者に対する説明会、研修会を実施する予定としており、指定管理者はこれに出席するものであることも、ここに記載しております。

次に、8ページの「7 指定管理者の公募手続」ですが、指定管理予定候補者の募集から指定までの具体的な手続を記載しております。

次に、11ページの「8 応募に関する事項」では、応募資格及び失格事由、提出書類、

留意事項などを定めております。

次に、15ページの「9 経理に関する事項」でございます。指定管理者の収入と支出に関する事、指定管理料の支払いに関する事のほか、利益の還元について、記載しております。

なお、指定管理料の基準額をここに記載し、応募者はこの基準額の範囲内で指定管理料を市に提示することとなっております。この基準額を超える提案をした場合には、形式的要件審査の時点で失格となり、提案内容審査に進むことはできません。

事前に資料をお配りした際には、この基準額は空欄としていましたが、調整が整いましたので、本日机上に配付させていただきましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

また、16ページの「(5) 利益の還元」についてですが、指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、その利益は、指定管理者の経営努力によるものである一方、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものであると考えられることから、計画を大きく超える利益があった場合には、その一部を市民に還元することも必要となるため、お願いをしているところでございます。

なお、今回から、利益の還元の方法は市から基準を示しております。応募者の提案でこれを上回る基準とすることもできますが、審査の対象ではありません。

次に、18ページをごらんください。「10 審査選定」でございます。ここでは、選定方法や審査基準の概要について記載しており、各審査項目及び小項目ごとの配点についても示しております。

20ページ以降に、「11 関係法規」、「12 参考資料」、「13 その他」を記載しておりますが、これらに関しましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、「管理運営の基準」でございます。資料4-2をごらんください。

これは、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示すものでございます。詳細は、後ほどご説明いたします。

続きまして、選定基準でございます。資料4-5をごらんください。

こちらは、審査の具体的な流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載しております。

委員の皆様には、10月に開催いたします部会において、こちらの「選定基準」に示す「採点基準」を踏まえ、応募者から提出された提案書の内容について、点数をつけていただくこととなります。

なお、この選定基準は、公表すると採点方法に応じて作為が働くなど、審査の本質が損なわれるおそれがあるため、募集、選定の段階では非公開となりますので、ご注意ください。

簡単に、審査方式及び採点方法等について、ご説明いたします。

資料4-5の1ページ、「1 審査方式」には、形式的要件審査と提案内容審査がございます。

まず、3ページの「2 形式的要件審査」ですが、提案書を含む応募者からの提出書類を、「応募資格」の各要件を満たしているか、「失格要件」に該当するものでないかを事務局が確認し、委員の皆様へ報告いたします。この形式的要件審査で失格となった応募者は、次の提案内容審査に進むことはできません。

次に、4 ページ、「3 提案内容審査」ですが、提案書を含む提出書類の記述内容について、この「選定基準」で示す採点基準に基づき、委員の皆様にご採点を行っていただきます。また、一部の評価を必要としない審査項目につきましては、事務局で機械的に採点した上で、委員の皆様にご報告いたします。

採点が終わりましたら、審査項目ごとに各委員の採点の平均点を算出し、その合計を総得点として算出いたします。総得点が最も高い提案を最優秀提案として選定いたします。総得点が最も高い提案が複数あるときは、配点が20点、10点としている6項目の合計が高いものを上位といたします。

次に、6 ページをごらんください。採点方法についてです。「各項目の審査・採点方法」のうち、まず「原則」でございます。こちらに記載されておりますとおり、一部の審査項目を除き、原則5段階評価にて採点を行っていただきます。

「管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる」場合には、C評価の「配点に0.6を掛けた」得点とし、「さらに市民サービスの向上または管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる」場合にはB評価の「0.8を掛けた」得点、「大きな効果が見込まれる」場合にはA評価として「1.0を掛けた」得点をつけることとなります。

逆に、「管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある」と判断される場合には、D評価の「0.2を掛けた」得点、「明らかに満たない提案がなされている」場合にはE評価となり、0点となります。

また、過半数の委員がD評価とし、または1人以上の委員がE評価をした場合、委員の皆様において協議をしていただき、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただくこととなります。

次に、同じ6 ページの後半、「(イ) 上記原則によらない審査項目」について、ごらんください。

ここに記載した2(1)から6(5)の項目については、ただいまご説明した5段階評価によらない方法により、採点を行うこととなります。

そのうち、配点割合の大きい「管理経費(指定管理料)」に係る採点方法について、ご説明いたします。

12 ページをごらんください。この項目では、「基礎点」と「加算点」の合計が得点となっております。

まず、「基礎点」とは、提案額が基準額を超えない場合に12点を加算するものです。

次に、「加算点」についてですが、配点の残り8点に、「基準額からの削減率」を「目標削減率」で割った値を掛け、算出したものを言います。

なお、基準額からの「目標削減率」は、コミュニティセンターでは10%としております。目標削減率を超える削減をした額の提案がなされた場合でも、「加算点」は上限の8点となっております。また、その提案額の妥当性については、「収入支出見積もりの妥当性」の項目にて、慎重に審議していただくこととなります。

これまでご説明してきました資料のほかに、基本協定書と、応募の際に使用する指定管理者指定申請書類の様式について、各施設分、添付しております。

なお、基本協定書につきましては、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項

や、管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。具体的な内容につきましては、指定管理者として決定した後の協議を踏まえ、作成されることとなります。

これから皆様には、これら募集関係書類に関して修正すべき点などがないかについて、ご審議をいただきます。そして、皆様からいただきましたご意見を反映したものを、次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として確定し、それをもって公募を開始する流れとなっております。

なお、公募に当たっては、先ほどご説明した資料のうち、「募集要項」、「管理運営の基準」、「指定管理者指定申請書類」、「基本協定書」を公表します。

「選定基準」につきましては、先ほどご説明したとおり、選定前に公表することで適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまでは公表いたしません。

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。今のお話というのは募集関係書類等の概要と審議の流れについてだと理解しております。

続けてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、各施設の募集条件等に係る審議に移りたいと思います。

まず、千葉市花見川区畑コミュニティセンターについて、ご説明をお願いいたします。

○事務局職員 それでは、千葉市花見川区畑コミュニティセンターに係る募集関係書類について、ご説明いたします。

各書類の概要につきましては、冒頭でご説明させていただきましたので、当該施設の特性を踏まえて設定した部分を中心に、ご説明させていただきます。

まず、資料4-1、募集要項の3ページをごらんください。

表でスケジュールが記載されております。表の1番目ですが、本日の部会でご審議いただく募集関係書類は、7月27日に公表、配布されます。その後、応募者への説明会、質問の受付・回答、応募書類の提出期間、事務局で行います形式的要件審査と続きまして、表の7番目になりますが、10月7日水曜日に委員の皆様にお集まりいただきまして、ヒアリング、選定の実施を行います。

次に、4ページ、「4 管理対象施設の概要」でございます。

まず、コミュニティセンターの設置目的は、千葉市コミュニティセンター設置管理条例第1条のとおり、市民のコミュニティ活動のための施設として、コミュニティセンターを設置しています。また、施設の目的、目指すべき方向性を示すビジョンは、コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進することとしております。また、このビジョンを実現するためのミッションは、コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること。地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画、実施すること。コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となることといたしました。

このような設置目的等を受け、本施設の特徴ですが、「ア コミュニティ活動の場と機

会の提供」としまして、（ア）積極的にコミュニティ活動を行っている人だけではなく、コミュニティ活動に参加する機会の少ない人も含め、多くの市民が活動に参加する場と機会を提供する。（イ）文化、スポーツ、レクリエーションなどのコミュニティ活動のきっかけをつくり、市民の主体的な活動を促進するための支援を多面的に行う。また、「情報発信、相談機能」としまして、（ア）地域の文化資源、人材等の情報を収集、蓄積、提供できる仕組みを持ち、必要な情報を広く発信する。（イ）施設利用に伴う助言及び指導だけではなく、コミュニティ活動を行っていく上で求められる情報提供や紹介、助言ができる相談機能を持つ。という考えに基づき、事業を実施しております。

続きまして、同じく4ページ一番下の（3）周辺地域の特性です。コミュニティセンターごとに環境は異なり、それによって求められる役割も異なるため、この項目を設けて示すこととしました。

畑コミュニティセンターにおいては、最寄り駅までの距離が遠く、交通至便であるとは言いがたいこと、また、周辺地域は人口密度が低く、高齢化が進んでいることなどから、施設の利用者数及び諸室の稼働率は低迷している。このような地域性を考慮し、稼働率や利用者数の向上はもとより、地域住民のニーズを的確に把握した上で、高齢者が積極的にコミュニティ活動に参加し、健康的な生活を送るためのきっかけづくりや、防災・防犯の拠点となり安心して暮らせるまちづくりの一端を担うなどの役割を求められている、といった記載をいたしました。

次に、5ページですが、「施設の概要」につきましては、（4）に記載したとおりでございます。

また、次に、5ページ下の「（5）指定管理者制度導入に関する市の考え」についてですが、本施設では、制度導入により市民サービスの向上を図り、さらに多くの市民に利用していただくという効果を見込んでおります。したがって、市としては、指定管理者が民間事業者としてのノウハウを活用した質の高いサービスを提供するとともに、魅力的な事業の企画や効果的な広報活動を実施することなどにより、施設の利用が促進されることを期待しております、と記載しております。

その下に、具体的な成果指標としまして、諸室の稼働率と体育館の利用者数を掲げ、また数値目標は過去の実績等を勘案し、指定期間最終年度において、稼働率23.8%以上、体育館の利用者数1万5,000人以上といたしました。

次に、6ページをごらんください。「5 指定管理者が行う業務の範囲」については、ごらんのとおりでございます。なお、詳細につきましては、管理運営の基準に記載しております。

続きまして、15ページをごらんください。下から9行目ほどのところに、「指定管理料の基準額について」という項目がございます。当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準額を記載しております。事前に資料をお配りした際は空欄となっておりましたが、本日机上に配付した資料修正一覧表のとおり、基準額は2億4,024万3,000円となりました。応募者はこの金額を下回るように提案することとなり、この基準額を超えて提案があった場合には、失格となります。

次に、19ページをごらんください。「次期指定管理予定候補者の選定を行うに当たっての審査基準」として、審査項目及び配点について、記載しております。これらの詳細に

つきましては、選定基準において、ご説明いたします。

募集要項につきましては、以上となります。

続きまして、資料４－２、「管理運営の基準」について、ご説明いたします。

資料４－２の３ページから７ページにかけまして、コミュニティセンターの諸室や体育館の貸出業務等について、記載しております。

７ページをごらんください。「(２)市からの事業実施受託業務」を記載しております。

これは、指定管理者が必ず行わなければならない業務であり、指定管理料に含まれる業務となります。

次の８ページにあります「ウ 絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施」、これは前回の選定時にはなかった事業実施受託業務ですが、千葉市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進するため、絵本の読み聞かせ、おはなし会等を年４回以上実施することを、次の指定管理者に対して行わせることとしました。

８ページから、「その他の業務」として、利用者支援や災害時の対応等について記載しているほか、１１ページから、「施設維持管理に関する業務の基準」として、建築物保守管理業務、１２ページに「清掃業務」、１３ページに「建築設備機器管理業務」などを示しております。

次に、１７ページをごらんください。「(８)駐車(駐輪)場管理業務」の記載がありますが、畑コミュニティセンターは隣接する敷地を多目的広場として市が借り上げており、契約の状況によっては駐車場としての収容台数が増える可能性があることから、(９)のすぐ上の「なお書き」の中で、その旨を記載しております。

１８ページから「４ 経営管理業務に関する基準」として、事業計画書や事業報告書の作成業務、利用者意見等の把握などについて、記載しています。

２４ページをごらんください。「６ 自主事業」の項目に、自主事業の留意事項を記載していますが、先日の第１回花見川区役所部会の中でご意見をいただきましたため、エに「公共性・公益性のある企画を実施すること」、という項目を盛り込みました。

管理運営の基準につきましては、以上となります。

次に、資料４－５、「選定基準」について、ご説明いたします。

資料４－５の４ページをごらんください。「３ 提案内容審査について」でございます。ここでは、審査項目とその配点を示しています。千葉市のルールにより、大項目の１から４につきましては、原則として５点を配点しておりますが、その中でも重要な審査項目として位置づけたものは、配点を加点し、１０点としております。

配点を加点しているものについて、ご説明いたします。５ページをごらんください。

「イ 審査項目の配点の考え方」でございます。初めに、「１(１)管理運営の基本的な考え方」ですが、設置目的、ビジョン、ミッションの適正な理解に基づく施設の管理運営を行うことが重要であるため、１０点としております。

次に、「４(４)施設の利用促進の方策」ですが、コミュニティ活動を促進するには、施設の利用促進を図ることが重要であるため、１０点としております。

次に、「４(７)成果指標の数値目標達成の考え方」ですが、市の設定する成果指標及び数値目標をより効果的、効率的に実現するため、重要な項目であることから、１０点としております。

次に、「4（8）自主事業の効果的な実施」ですが、コミュニティ活動の契機となる事業を企画、実施する重要な項目であることから、10点としております。

次に、「5（1）収入支出見積もりの妥当性」ですが、施設の管理運営を適正に行っていくためには、妥当な見積もりに基づく収支計画が重要であるため、10点としております。

次に、「5（2）管理経費（指定管理料）」ですが、管理経費の縮減は市民サービスの向上と並ぶ、指定管理者制度の目的の一つである一方で、過度なコスト削減による市民サービスの低下は防ぐべきであることを踏まえ、20点としております。

6ページ以降に、評価の方法について記載しておりますが、先ほどご説明したとおりでございます。

資料が前後しますが、応募者が提出する申請書類について、簡単にご説明いたします。資料4-3をごらんください。

青いインデックスで「指定申請書関係」とあるものは、申請書や応募団体の概要等、応募者が提出する書類の様式になります。

次に、「提案書関係」というインデックスがあるものは、応募者が具体的な提案を記載する書類になります。なお、この提案書様式は、先ほどご説明した選定基準の審査項目ごとに記載するようになっております。

「その他」というインデックスがあるものは、説明会参加希望届や質問書の様式となっております。

続きまして、資料4-4をごらんください。基本協定書の案になります。具体的な内容につきましては、指定管理者として決定した後の協議を踏まえ、作成されることとなりますが、一部修正がありますので、修正箇所のみ、ご説明いたします。

修正箇所は、本日机上に配付いたしました資料修正一覧表をごらんいただければと思いますが、修正箇所は第4条と第7条第2項です。具体的には、募集関係図書等という用語の定義を修正しております。

第7条第2項では、管理業務の範囲と実施条件を定めていますが、募集関係図書に記載された条件よりも提案書に記載された条件のほうが好条件であるときは、提案書に記載された条件を使う、ということを確認するために、修正いたしました。

千葉県畑コミュニティセンターに関する、募集関係書類に関する説明は以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきましたが、募集条件や審査基準等に関して、ご質問を含めて、意見がございますでしょうか。審議する内容としては、各施設の募集条件や、そこにある基準の内容について、市が作成した原案について、この選定評価委員会がどういふふうな意見を持つかということになるかと思えます。

○委員　　最初に用語等で確認したいんですが、資料4-1の4ページ、管理対象施設の概要で、設置目的等が書いてありまして、コミュニティセンター設置管理条例があつて、コミュニティ活動のための施設としてコミュニティセンターがあり、それは市民の連帯感を醸成するものだとあります。その特徴というのは、文化やスポーツ、レクリエーションなどの市民の主体的な活動を促進するための活動なんだとあるんですが、そもそも地方自

治法にあるように、公の施設の運営なので、住民の福祉という点が大前提にあるという理解でいいですよ。だからこそ、自主企画のところに、公益性や公共性のある事業をすることが盛り込まれているわけですよ。

○田野地域づくり支援室長　　そうです。

○委員　　ありがとうございます。それがずっと懸案課題だったので、はっきりさせておきたかったんです。この規定をそのまま読むと、単なるサークルに対する貸し部屋のように読めますが、そういう施設ではないんだと。

それに関連させて、市の施策に対する理解というのがあります。例えば美浜区等で進めているんですが、人材バンクに登録した方の活躍の場として、コミュニティセンターにお招きして、市民活動を促進していただくという活動があるようです。

だから、今、千葉市が進めている市民自治に向けた取り組みの拠点にもなるということですよ。ここに書いてある条例上の設置目的を狭く解釈するんじゃなくて、それを支えているさまざまな法令などを総合的に判断して、公共性、公益性というところは厳守していくということですよ。

○田野地域づくり支援室長　　そうです。

○委員　　その内容を理解した事業者を選定していく基準をつくっていくということになるかと思います。

○部会長　　ほかにいかがでしょうか。

○委員　　資料４－３の「指定申請書関係」のところに計算書類等が挙げられているんですが、これは指定管理者の倒産や撤退等のリスクを会計士の先生が判断していくための資料だという位置づけなんです。が、（１）事業報告から、（６）事業報告及び計算書類に係る附属明細書までありますが、その範囲の中に、申告のときに添付する「勘定科目内訳明細表」は入れるのでしょうか。稲毛区の指定管理者は提出しているところがあったんですが、それは求めていくのでしょうか。

○田野地域づくり支援室長　　この募集要項の提出書類の中には、入っていません。

○委員　　税務署に提出しているものなので、裏をとりやすいんです。

○田野地域づくり支援室長　　確かに、その内訳明細表があると適正であるかどうか、より詳しくわかるものだと思います。ただ関係書類に関しては、前回よりは、より求める書類をふやしております。前はもう少し提出させる書類が少なかったと思います。今回は、もう少し内容を濃くして、精度を高め、より内容がわかるものを求めております。

例えば、今回ですと３事業年度分の計算書類等の提出を求めていますし、ほかにも書類をふやしております。

○委員　　金融商品取引法適用会社だったら、会計士、監査法人による監査報告がついているんです。会社法適用会社が監査をやるとしても、内部監査がいいところ、もしくはそれすらやってない事例をよく聞きます。財務諸表は基本的には自己申告なので、それ用のものをつくろうと思えばつくれるんです。ところが、税務署に提出しているものについては、そこに残るわけですから。

だから、提出されている書類が正しければってことを毎回、枕詞で会計士の先生たちは言うんですけど、そこは性善説をとっていくという立場でよいのかというのがありました。

○田野地域づくり支援室長　　関係書類については、世間的には信頼のおける監査法人で

監査を受けたり、総会でも正式な手続をとっておりますので、不正や間違いがないものを市に提出しているものと考えております。また誓約書をとっております。

○委員 他の部会でも、市で検討してほしいという意見が上がっていたんです。

○委員 勘定科目の内訳書がどういうものか、イメージは浮かびますか。

例えば財務諸表には幾らと書いてあるわけですがけれども、勘定科目内訳書、A4サイズで預金の内訳、何々銀行何々預金、幾ら幾らと出ているんです。売掛金8億なら、その8億の内訳が。全部じゃない、小さい額はいいんですけれども。各勘定科目の内訳を事細かく記載したものです。

確かにあればいいんですけれども、他の部会で私は拝見しまして、正直なところ、そこまで見ませんでした。もっと大きな部分の比較で事足りたという記憶があります。ですので、勘定科目の内訳については、とり立てて必要であるとは、私は今のところ思わないんです。

○委員 私の見たところだと、違う部会で恐縮なんですけど、貸付金、借入金の内訳明細を見ていると、経営者一族の都合のいい財布になっているようなものが見受けられました。そういうものがあるから、そういう情報は注視しておきたいなと思うんです。

財務諸表の本体を見れば、確かに委員のおっしゃるとおりだと思うんです。ところが、内訳明細表があることによって、詳細な情報がわかって、お金の流れ、取引の流れがわかりますよね。

○委員 そこまではどうでしょうかね。

○委員 先生たちの意見を聞いていると、勘定科目内訳明細があると、納得のいく話が多いんですよ。

○委員 ある勘定の内訳について、特にお聞きしたいというような場合は、事前にお聞きして、その内容を調べていただくこともできます。それで今回は2件ほど事足りました。

○委員 その手間を考えたら、もともとつくっているものなので、提出させてもよいのではないのでしょうか。

○委員 勘定科目内訳書というのは、そんなに重要なものじゃないでしょう。

○委員 でも、あれば、十分に情報が得られると思います。

○委員 そこまで見ないでしょう。売掛金の内訳は確認できますが。

○委員 いや、資金取引です。

○委員 では、その部分だけもらいますか。私は必要性を感じない。

○委員 会計士の先生たちの中でも意見が分かれていて、先代の先生たちは欲しいという話でした。私は実務の現場には出てないので、先生たちの説明を聞いているときに、よりデータに裏づけられるとすれば、そういうものがあるとありがたいなと思います。

○委員 正確性を担保したいという意味であれば、勘定科目の内訳書類よりも、資料4-3の表に載っていないものとしては、法人税申告書そのものですね。ワンセットは不要ですので、法人税申告書別表1-1及び別表4。この2枚があれば、決算書と、この様式集の7番、納税証明書、このあたりの数字が恐らく結びつきますので、それで財務諸表の信頼性はある程度、担保されるんじゃないかと思います。

○委員 次を選定するに当たって、そのあたりをどうするのかなど考えているんです。

○委員 ちょっと意見が違ってしまっただけですが、まず勘定科目内訳書は、私はそんな

に欲しくない。だけど、申告書は欲しいなと思います。

○吉原花見川区副区長　先ほど田野室長から説明がありましたように、従前は貸借対照表と損益計算書ぐらいしか求めていなかったんですね。私が以前、親会のほうを運営している中で、いろいろご意見をいただきまして、これだけだと倒産・撤退のリスクをなかなかはかりかねる、もうちょっと詳しい資料が欲しいと、特に会計士さんからご意見をいただきました。

市民局の選定評価委員会の中で出た話なんですけれども、それを市全体の指定管理者制度を所管しているところに、市民局の選定評価委員会の中でいただいた意見を報告したことで、市全体として、これだけ必要な書類がふえたんです。ですので、ある程度、今までよりは評価しやすくなっているのではないかと思っております。

さらにこういったものがあつたらいいなという意見をいただきましたけれども、これはまた制度所管課のほうに再度報告して、判断したいと思います。今年度は提出していただく書類がふえていますので、もしこれだけでは倒産や撤退のリスクをはかり切れない、この部分がもうちょっと欲しいということであれば、委員からお話がありましたように、この部分についてさらに細かい資料が欲しいということは事前審査の段階で求めることが可能だと思いますので、そういった形で対応していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員　私はそれで結構です。

○委員　申告書については、どうするんですか。

○委員　申告書はやはりあつたほうがいいですね。

○吉原花見川区副区長　市のスタンスとしては、応募に対してそれほどの負担を求めたくないという意図があつたと思うんです。

それに対して、前は1年分を2種類という状況だったのに対して、今回は3年分、さらに種類もふやしておりますので、さらに負担をふやすことになりますので、そのところはもう少し様子を見させていただきたいかなと思います。

○委員　負担といっても、もともとつくっているものなので、コピーを取るだけです。

○委員　コピーだけなら、取れると思います。書き直すわけではないので。

○吉原花見川区副区長　企業の経営の深いところがわかるような書類ですよ。それを見ると、どことどれぐらい商売しているのか、どこにどれだけ借金しているのかということがわかるわけですよ。

○委員　必ずしもわかるものではありません。例えば期末に残っている売掛金の相手先別内訳はわかりますが、期中にどれだけ売り上げたとか、どこと取引しているか、これについては書くところが全くないんです。実務的には、本当はもう貸し倒れているような古い売掛金、これをずっと載せている。そういうものがあると、3期分の勘定内訳書を見ると、同じ会社に対して同じ数字が載っている、これはうそだろうというのはわかりますよね。でも、それもよほど気をつけて見ないとわからないので、私としては勘定科目内訳書はそんなに必要ではないという気がしています。

○吉原花見川区副区長　いずれにしても、これは部会で判断できる部分ではないので、ご意見を伺っておくこととし、上部に上げさせていただきたいと思います。

○委員　そんなに手間があるような話でもない。

○委員 それはそうなんですよ。

○吉原花見川区副区長 結局、同じことをやっていますので、我々、花見川区だけで決める話ではないと思いますので。

○委員 いや、稲毛区でも言っているんです。先代から引き継いでいる内容なので、次回の選定の基準をつくる時に、この意見をどうするかを抱えていたので。

○委員 これはコミュニティセンターごとに統一しなきゃいけないものなんですか。

○吉原花見川区副区長 いけないということはないと思うんですが、各区役所の部会で管理運営している施設はすべてコミュニティセンターなんです。そうしますと、中には違う区に対して同じ事業者さんが応募するということがあると思うんですけど、区によって求めているものが違うのかという話になりますので。その部分だけです。

○委員 最終的に6区で調整してもらえればありがたいと思います。ただ、それを言う場がなかなかないので、下から一つずつ意見を具申するしかないのです。

○田野地域づくり支援室長 それについては業務改革推進課に上げたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。

○委員 ちょっと私ばかり発言して恐縮なんですけど、資料4-5の選定基準の内容なんですけど、3ページ目の形式的要件審査の(1)審査内容で、応募資格を全て満たし、かつ失格の要件のいずれにも該当しないことを確認するとあり、その中で、応募資格の中に(キ)労働関係法令を遵守している者であることとあります。

そして、4ページ目の提案内容審査に、審査項目及び配点のところの「3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと」、「(1)関係法令等の遵守」とあるんですが、ここの言葉の意味がどのように違うのか、説明していただけますか。

○事務局職員 提案書様式の10ページ、第9号が今ご指摘いただいた「3(1)の関係法令等の遵守」という項目になるかと思いますが、こちらは応募団体が関係法令を順守した上でどのような取り組みをするかを具体的に記載する項目になっています。形式的要件審査において、労働関係法令を遵守しているかを確認するんですが、提案内容審査では、関係法令を遵守した上で、なおかつ、どのような取り組みをするかを評価する項目になっています。

○委員 法令に違反したと堂々と言うところはまずないんです。そして、大抵は保険に入っているんですよ。大抵は保険に入っているところで決着はつくと思うんですけど、ここにこの点数を割り当てるということに意味があるのかなと思いました。

そもそも提案内容の選定基準は、どういう業者を指定管理者に選定したくてつくっているのか、そういう戦略性があるのかという部分が少し気になっています。

この仕組みだと、まず住民の方に対するサービスを増進することですよ。あとは、指定管理者自体が住民サービスにどれだけ寄与しているのか、そして市の施策にどれだけ応じているのか。そういうところをモニタリングしていかなきゃいけないんです。そういつたときに、苦い経験なんですけど、指定管理料の中の約13%を本社へ上納金として吸い上げて、なおかつ市内にある業者を使うことなく、県外の業者に管理業務とかを委託しているようなところがあって、その総額が毎年大体4割ぐらいになっていました。そういつたところを今後も指定管理者として選びたいのかといつたときに、やっぱりちょっと配点パターンが変わってくるんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、私の考えなんです、やっぱり市内産業の振興とか、そういうところの点数が低いと思うんです。

これは、業務改革推進課がひな形をつくって、コミュニティセンター版として、ちょっと配点基準を変えているんですよね。とすると、配点基準の再検討の余地はありますよね。そこをちょっと考えてほしいなと思うんです。何パターンかいろいろ出てきた中で、一長一短あるんですが、その中で優先順位の高いところで言うと、やっぱり市内産業の振興というところが、お金の使われ方として、住民サービスに本当に寄与しているのか、市の施策に合致しているのかという点で、非常にあやういところがあったんです。だから、ちょっとそこを検討してほしいなと思うんです。

○事務局職員 具体的には6の(1)が3点になっていますが、この項目の配点を上げるべきということでしょうか。

○委員 そうですね。市内産業の振興と市内業者の育成です。

指定管理料の4割近くを市外の業者に持っていかれるのはどうかと思います。民間の創意工夫で住民に対してサービスはあるのかもしれませんが、けれども、市の施策には必ずしも答えているとは言いがたい。ビル管理事業なんて、ほかの区役所部会に参加している指定管理者を見れば、いくらでも代替業者があるはずです。なぜ、あえて違うところをとってこなきゃいけないのか。そうすると、ここの配点が低いのはどうなんだろうと思うんです。

あと、4番目の施設の効用を最大限発揮するものであることとして、開館時間、休館日の考え方とあるんですが、この項目は有効なんですかね。これはコミュニティセンターを運営する上で(1)(2)は市の考えをそのまま実践しなければならないものだと思うんです。とするならば、この項目に5点つけるよりも、ほかのところを厚くしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

あと、稲毛区役所部会で出たんですが、これもちょっと検討課題であると思うんですけど、管理実績のないところは、新規の参入はできないのかと。そこについては検討してほしいというのが出たんです。

具体的に言うと、2番目の(1)同種の施設の管理実績。劣悪な業者でも実績があれば、ここは5点つくわけでしょう。クリエイティブなことができるんだけれども、まだやったことのないNPOなんかは、絶対0点じゃないですか。実績がないですから。

○田野地域づくり支援室長 役所の選び方として、過去の実績を非常に重視しております。確かに新規業者を入れることによって、その業者が業務を行うチャンスになるのは非常にいいことだと思うんですけど、やはり確実性というんでしょうか、やったことがあるという実績を重んじて、新規業者の危険性を考えると、やっぱり実績を大きく見てしまいます。

○委員 0点と5点の差がつくんですよ、劣悪な業者であっても。別にコミュニティセンターというふうに捉えるんじゃないで、指定管理者事業とか、公共サービスのアウトソーシングにかかわる事業というふうに捉えたら、すごく広く実績って使えるわけじゃないですか。だから解釈の問題ですよ。まちづくりにかかわっていますとか、不動産のディベロッパーでもいいわけじゃないですか。そういう方たちだって、作文の仕方で応じられると思いますよ。

○吉原花見川区副区長　提案の中では実際の事業を挙げてもらうので、そこではチェックできるんです。実績どんなことをやっているか。さすがに、まちづくりというのは、この種の施設の運営実績にはなじまないと思うんですけど。

○委員　過去に蓄積してある提案書を読んでいると、そういうのが出てきたので。

○吉原花見川区副区長　少なくとも施設の管理、貸し室をやっているような施設の実績がないと、同種の施設とは言えないんじゃないかなとは思いますが。

○事務局職員　全く同じことをやりますという提案が2社出てきたときに、事務局としては、実績があるほうが安心して任せられると思うんですが、そういった場合でも、実績は評価すべきではないというご意見でしょうか。

○委員　冒頭でも申し上げたんですけど、これは難しい話なので、慎重に検討したほうがいいと思います。

○田野地域づくり支援室長　検討させていただきます。

○委員　区ごとに、採点基準は変えられるんですか。

○吉原花見川区副区長　変えられます。

○事務局職員　市のルールで標準項目を何個以上は選ぶとか、いたずらに偏った配点にしてはいけないとか、そういうものはあります。その範囲内であれば部会ごとに変えることは可能だと思うんですが、先ほど副区長がお話ししたとおり、花見川区役所部会だけを変えるべきなのかという問題はあります。

○吉原花見川区副区長　配点を変えても構わないかなと思います。

○委員　でもそれは6区で統一させるべきだと思います。

○吉原花見川区副区長　ルールとしては配点を変えることは構わないと思うんですが、ただ、今、委員がおっしゃったように、同じ性格の施設を選定する上で区によって配点が違う、採点の基準が違うっていうのはいかがなものかという話になるかとは思いますが、ここは、すぐにというわけにはいかないですけど、バランスをとったほうがいいとは思いますが、ほかの部会と調整して見直したいと思います。

○委員　意味のある項目と、意味のない項目があって、意味のある項目のほうの点数が低いんです。

市の施策との対応関係の評価する項目は、いろいろなところに入っているのかもしれませんが、これを見る限り、6番目のその他市長が定める基準のところ、市内産業の振興とか、障害者雇用とか市内雇用とかぐらいなのかなというふうにしか読めないんですね。もうちょっと市の施策に対する理解度を問うような項目があってもいいような気がするんです。

ここの部会で簡単に決められない話だと思うので、これは上のほうに挙げていきたいと思えます。

○委員　私も今の委員の配点、市内業者の育成、市内雇用への配慮、このあたりをもうちょっと高くしたほうがいいと、同様に感じます。

この表に関して、小さな質問なんですけど、コミュニティセンターを使われている利用者の方は70歳以上の女性が多いということで、オレオレ詐欺の標的になりやすい。この方たちの個人情報をコミュニティセンターのパソコン内で管理するということはあるんですか。

○吉原花見川区副区長　していると思います。

○委員 その管理をしっかりとしているというのは、資料４－５の４ページの表でいくと、３番の（２）リスク管理及び緊急時の対応、このあたりになるんですかね。

○吉原花見川区副区長 そうですね。３の（１）（２）両方だと思います。

○委員 両方ですか。９ページを見ますと、３の（１）（２）についての文言がありますが、情報漏えいについては特に言っていませんので、これは考えたほうがよさそうな気はします。

○委員 個人情報保護という記載はありますね。

○吉原花見川区副区長 記載がないというのは、１１ページのほうですね。

管理に関して言えば、様式９号の「個人情報保護の取り扱いに関する考え方及び具体的な取り組み」というところで提案していただけたらと思います。

ただ、それに対する何らかの事故が発生した場合の対応というところ、様式１０の１１ページにあるんですが、そこで、これは例示ですが、火災・盗難・災害等と書いてあって、「情報漏えい」という個別の文字はここには入っていないので、ここをどうするかということはあるかだと思います。

○委員 さらにちょっと蛇足なんですけれども、マイナンバー法が施行されます。指定管理者は従業員に給料を払うわけですね。年末調整などもする。そのときに従業員のマイナンバーを扱うことになります。ここからマイナンバーが流出すると、これまた大変なことになる。

ですので、今までは個人情報のほうだけでよかったんですけれども、来年以降は個人情報とマイナンバー両方とも、事業者には漏えい防止の責任がかかってくるんです。そのあたりも含めて、情報漏えいについては項目を設けたほうがいいのではないのでしょうか。

○吉原花見川区副区長 １１ページの様式第１０号のところですね。リスク管理及び緊急時の対応の中で、火災・盗難・災害等とありますけれども、それに特出しで「情報漏えい」をつけ加えることによって、具体的に提案していただけたらと思いますので、それは入りたいと思います。

○田野地域づくり支援室長 「火災・盗難・災害・情報漏えい等の事故・事件の防止」というように、情報漏えいという言葉を追加するというので、よろしいでしょうか。

○委員 その下もですね。情報漏えいで賠償が必要になるケースもありますので。

○吉原花見川区副区長 そうですね。

○部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○委員 大事なことを一つ聞き忘れていました。

資料４－１の５ページ目の指定管理者制度の導入に関する市の考えのところで、成果指標と数値目標を上げていますよね。この積算根拠というのは、これまでの指定管理者の実績に基づいていると思うんですけど、積算方法の根拠を確認させてください。

○事務局職員 基本的には過去の実績で、例えば伸び率などを参考に算出しているんですが、畑コミュニティセンターの稼働率は、平成２４年度以降は減少傾向になっているため、伸び率は使用していません。ただ、現状の２０．８％という稼働率は、千葉市の１３館の中で一番低い数字になりますので、やはりここは向上させていただこうというのが、まず一つあります。

ただ、周辺の地域性にも記載しましたけれども、やはり人が集まりにくい環境であるこ

とから、一気に向上するというのは難しいだろうということを考えまして、年平均0.5%は上げてもらおうということで、23.8%という率を算出しております。

体育館の利用者数は伸び率から算出しています。

○委員 体育館のほうは、説明によると、幕張に入れない人たちが畑へ来ているというのがありますね。

人口が減っていく中で、特に花見川のあの辺あたりは消滅可能都市というふうなくくりで、幸運にもというか、不運にもというか、増田レポートの中で挙がっています。だから、まちづくりのあり方が、成長を前提としたモデルでいいのか、考えたほうがいい時期に来ていると思っています。

となると、単なる貸し部屋としてコミュニティセンターを運営するのではなくて、公共性、公益性のあるようなことをやっているんだというところを出して、組織の使い方を見直したほうがいいのか、気がするんですよね。例えば小学校、中学校のインターンシップを受け入れるとか、あとはそういったところの補助をするとか。ほかにもいろいろ公共性のある施設があると思うんです。そういうところと連携させるようにできないものかなというふうに思うんです、多世代間の交流を図るに当たって。

そうなったときに、これはちょっと求め過ぎな気がするんです。一応、成果指標と数値目標は確認できました。

○部会長 あと募集条件や審査基準についてほかに意見はありますか。

○委員 これとは別の意見なんですけど、提案書の内容に基づいて、その後の流れとしては、毎年、計画書をつくっていただいて、それで報告書をつくっていただいて、市による評価シートをつくりますよね。この枠組みが続くのであれば、市によるモニタリング能力を研さんする、向上させるような取り組みはやってほしいなと思います。直接の募集条件や審査基準にかかわる話ではないんですが、一言申し添えておきたいなと思います。

○部会長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 では、ほぼ意見が出尽くしたと思いますので、募集条件、審査基準等に関して、委員の皆様からいただいた意見について、それを募集要項等に十分反映していただきたいと思えます。

なお、修正した内容については私と事務局が調整するというので、ご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。

では、これにて畑コミュニティセンターについては審議を終わりたいと思います。

それでは、次に、千葉市花見川区幕張コミュニティセンターについて、説明をお願いいたします。一部重複するところがあるので、その辺については簡略化していただいて結構です。

○事務局職員 ありがとうございます。

千葉市花見川区幕張コミュニティセンターに係る募集関係書類について、ご説明させていただきます。

まず、資料5-1、募集要項の3ページにスケジュールが記載されておりますが、こち

らは畑コミュニティセンターと同様となっております。

次に、4ページ、「4 管理対象施設の概要」に記載しています設置目的、ビジョン、ミッション、特徴につきましては、先ほどご説明しました畑コミュニティセンターと同様となっております。

同じく4ページ一番下の「(3) 周辺地域の特性」です。

読み上げますと、本施設の周辺には集合住宅、商業施設、小学校、高校、大学などがあり、本施設の周辺地域の人口は年々増加している。一方で、地域コミュニティの希薄化が懸念されていることから、このような地域性を考慮し、利用者数、稼働率を向上させることはもとより、地域住民のニーズを的確に把握した上で、多世代間の交流や子育て支援などによる地域コミュニティの形成の一端を担うなどの役割を求められている、というような記載をいたしました。

次に、5ページ、「施設の概要」につきましては、(4)に記載したとおりでございます。

5ページ下の「(5) 指定管理者制度導入に関する市の考え方」にある成果指標ですが、項目は、畑コミュニティセンターと同様です。数値目標は、稼働率は46.3%以上、体育館の利用者数は3万7,000人以上といたしました。

続きまして、15ページ、下から9行目のところの指定管理料の基準額についてですが、畑コミュニティセンターと同様、事前に資料を配付した際には基準額が空欄となっておりましたが、本日机上に配付しました資料修正一覧表のとおり、基準額が決まりまして、2億1,383万4,000円というような形になりました。

そのほかの項目につきましては、畑コミュニティセンターと同様ですので、省略させていただきます。

続きまして、資料5-2、「管理運営の基準」についてでございます。

畑コミュニティセンターと異なる点についてのみ、ご説明させていただきます。6ページをごらんください。

(g)に「回数券の取扱」という項目がございますが、体育館の回数券について、記載しておりますが、現指定管理者においては回数券ではなく、10回利用すると1回無料券として使用できるスタンプカードを発行していることから、その無料券の取り扱いについて、記載しております。

そのほかの項目につきましては、畑コミュニティセンターと同様になってございます。

次に、資料5-3から資料5-5につきましては、畑コミュニティセンターと同様ですので、説明は省略させていただきます。

千葉県幕張コミュニティセンターに係る募集関係書類に関する説明は、以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいただきましたが、募集条件や審査基準等に関して、ご質問も含め、意見はございますでしょうか。

○委員 資料5-1、16ページの利益の還元についてですが、今の指定管理者だと200万円前後の利益の還元があります。今回、この方式でいくと、今の会社そのままやったら還元がないという計算になります。せっかくもらっていたものがもらえなくなるっ

という方程式はいかかなものかと思いました。

○田野地域づくり支援室長　今回提示させていただいている算定式をそのまま現在の指定管理者に当てはめると、還元は生じないと思います。総収入の10%、それが基本になっていますので、利益がそれを超えた場合に還元が生じてくることになります。

○吉原花見川区副区長　ちょっと補足させていただきますと、利益の還元というのはそもそも期待していないんですね。公の施設ですので、利益が上がるっていうことは期待してないんですけども、それでも企業努力等で、利益が上がった場合には還元してくださいというようなものですので、最初から利益還元というのを期待しているものではないということは、ご説明しておきたいと思います。

○委員　ある意味では、企業努力をしなくてもいいというイメージになりかねないし、自主事業は前回報告のとおり、大抵のところは赤字で、一部ではそれなりの額のところもあるという報告を受けたばかりですけど、還元しなくてもいいというイメージというのはどう理解したらいいか。これから一律になったら、どうになってしまうのかなと、ちょっと心配したんです。

○委員　幕張コミュニティセンターの利益の還元方法は、独特のルールですよ。太っ腹だなというような印象でした。それからすると、市の基準というのは、全市統一しなきゃいけないので、マイルドなものになっているんだろうというふうな印象は持ちます。

ただ、利益の還元の仕方なんですけど、収入と支出の差額でプラスになって、そこから戻すっていうやり方もあると思うんですけども、必要な備品の更新とか購入とかを早めていただくっていうのも一つの利益の還元だと思うんです。その辺はさじかげんがあると思うので、私は一概に、双方の意見のどちらがいいかっていうふうに言いかねるんです。利益の還元の仕方についても、必要な備品の購入を進めているとか、より積極的にやっているというところも加味する可能性があれば検討していただきたいなというふうに思います。

○委員　そういう形をとれば、別な利益の追求の形ですね。

○部会長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　すみません。私のほうから。資料5-1の5ページ目にある、先ほども伺いました成果指標と数値目標の積算根拠についてなんですが、人口は伸びているんですよ。

○事務局職員　人口は伸びています。

○委員　平成26年度が43.3%っていう理解でいいんですよ。

○事務局職員　そうです。

○委員　ほかのところは、達成できる目標なのかという意見が出たんですが、ここは逆に低いんじゃないかという気がしました。その点についてはいかがでしょうか。

○事務局職員　幕張コミュニティセンターの稼働率は、平成25、26年度で約1%伸びています。43%は比較的高い、平均を超える高い稼働率になっているので、このまま1%伸び続けるっていうのは難しいだろうと判断して、26年度から見て、最終年度までに3%ふやしてほしいということで、数値目標を46.3%としました。

○委員　利用者数で言ったら、ここはまだ少ないほうですね。

○事務局職員　そうですね。

○委員　人口との兼ね合いもありますが、若いまちなので、伸び代があると思います。

となると、ほかの区が厳しいのかなと思うんですけどね。23年度が27.9%だから、そこからすると飛躍的に上がっているの、これ以上求めるのは難しいかもしれないなという保守的な読みっていう理解でいいんですよ。

○事務局職員 どうしても埋まらない諸室、時間帯がありますので、そこをどういう形で埋めてもらうかというのが、これからの課題だと思います。そこが埋まって46.3%を超えていくか、50%を超えていけるのかというのは、やはり難しいところだと思いますので、高い数値は求められないと思います。

○委員 積算の根拠がこれまでの実績ベースなんですよ。あと考えられるとすれば、利用者の年齢層を考えるってところですよ。高齢化率の問題とか、あとは死亡率の話とか。それを総合的に加味すべきなのか。もうそろそろ頭打ちに近づいている感もあると思うんですけど、人口が伸びているというんだったら、もうひと頑張りっていう見方もあると思うんですけど。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 質問ですが、よろしいですか。

資料修正一覧表の裏の指定管理料の基準額2億1,383万4,000円、5年間でということですね。年間にすると約4,200万。これはどうやって算出したのか、教えてください。

○事務局職員 利用料金収入の見込みと管理運営経費の見込みをそれぞれ算出して、その差額を指定管理料の基準額としています。

利用料金収入につきましては、稼働率が数値目標どおりに伸びることを見込んで算出しています。管理運営経費に関しましては、民間のシンクタンクが示している物価の上昇率や、消費税が29年度から10%に増税されることなどを考慮して算出しています。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、募集条件、審査基準等に関して、委員の皆様からいただいたご意見につきましては、募集要項等に十分反映させていただきたいと思います。

なお、修正した内容につきましては、私と事務局が調整するというので、ご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。

以上で、指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についての審議は終了します。

次に、議題2の今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○田野地域づくり支援室長 資料6、「今後の予定について」をごらんいただきたいと思います。

まず、次期指定管理予定候補者選定の流れについて、ご説明いたします。

本日ご審議いただきました募集条件、審査基準等につきましては、7月27日月曜日より公表し、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。

その応募者については、10月7日水曜日に予定しております第3回区役所部会にて、委員の皆様へ審査、選定していただきます。なお、応募者が多数の場合は10月14日水

曜日にも部会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

選定していただきました結果につきましては、小川部会長より選定評価委員会の横山会長へご報告いただき、その後、横山会長から市長宛てに、委員会の意見として答申をしていただきます。その答申をもとに、指定管理予定候補者を決定し、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に、指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。議決をいただきましたら、基本協定を締結し、平成28年4月から管理を開始することとなります。

また、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市ホームページにて公表することとなっております。会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をしていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の部会の会場などの詳細につきましては、後日改めて事務局よりご連絡いたします。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは最後に、議題3のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

○委員 いろいろな区役所部会を見させてもらっていますが、やっぱり区役所間での差が激しくて、横のつながりってあるのかなと思います。まちづくりやコミュニティづくりって、厳密に言うと要望も違います。そこについて基本認識が一致しているのか、共通理解は形成できているのかなっていう点で、疑問を持っているんです。だから一度、区役所の担当者の皆様が集まって、そういう勉強会か意見交換会をやったほうがいいと思います。

あと、指定管理者の行動について、一回、事務局側で洗ったほうがいいと思うんです。何パターンかに分かれてくるんです。それが千葉市のまちづくりにとって望ましい業者なのかどうか。広く門戸を広げたいというのはわかるんですけども、そのときに狙っているターゲットがあって、初めて意味を持つことだと思うんです。そういうマーケティングを考えての制度設計があってしかるべきだと思うんです。だからその点について、上のほうに挙げて、一回、勉強会を開くとか、基本認識の確認をするとかの研修をされたほうがいいような気がします。

○部会長 ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○部会長 ありがとうございます。

では、皆様方のご協力によりまして、本日の議事は全て終了しました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局職員 本日は貴重なご審議、またご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回花見川区役所部会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。